女性福祉

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が平成13年10月13日一部施行、14年4月1日全面施行されたことに伴い、配偶者からの暴力被害者に対する支援を行っています。(DV防止法は、平成20年に改正法が施行されました。)

豊島区では、平成 25 年 12 月より配偶者暴力相談支援センターとしての機能をもちDV被害者の支援をより強化しました。

緊急に保護を必要とする女性に一時保護を行い、自立に 向けた相談及び支援を実施しています。

1.	婦人相談員	63
2.	母子等緊急一時保護	64
3.	緊急一時保護宿泊費助成	64

1. 婦人相談員

子育て支援課

〔事業開始:昭和31年5月〕

子育て支援課に婦人相談員を配置して指導または保護を 必要とする女性の発見につとめるとともに、妊娠、結婚、

夫の暴力、離婚などで悩んでいる女性を対象に必要な、相 談、助言、関係機関との連絡などを行っています。

				相	談	内 容							
年	売 売	暴	(m)	女	生	(医 妊	住	職	施	そ	合	実	相
'	売春防止法五条違反		(離婚親族関係など)	性自立	活困	娠 • 療	宅	業	設				談
度	法 五 7	(うちDV数)	族関	立 援	窮	出産関			_	の		人	延
	五 条 違	数 力	係関など	助資	借	•	関	関	入				件
	反 要))	() 係	金	金	他 係	係	係	所	他	計	員	数
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	人	件
30	11	466 (362)	832	3	340	695	313	197	233	349	3, 439	993	3, 681
元	12	403 (333)	775	17	273	745	241	162	189	479	3, 296	943	3, 813
2	4	611 (527)	542	5	353	691	171	157	163	244	2, 941	908	3, 291
3	16	411 (335)	689	8	319	643	218	125	172	461	3, 062	968	3, 338
4	11	389 (357)	685	6	401	936	261	81	140	372	3, 283	998	3, 611

上記のうち緊急保護数(再掲)

(単位:件)

年度	DVによる保護数 (うち同伴児童数)	その他の理由による保護数 (うち同伴児童数)			
30	28 (8)	53 (8)			
元	25 (10)	42 (7)			
2	41 (23)	35 (5)			
3	31 (14)	21 (4)			
4	20 (11)	24 (3)			

2. 母子等緊急一時保護

子育て支援課

〔事業開始:平成4年4月〕

夫の暴力からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子及び女性を、一時的に母子生活支援施設に保護し、その自立を援助します。

【 緊急一時保護状況 】

E SIGNED TO PROPERTY AND A									
年 度	30	元	2	3	4				
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯				
保護世帯数	10	13	8	8	10				
	E	B	B	日	日				
保護延べ日数	53	65	58	72	67				

3. 緊急一時保護宿泊費助成 子育て支援課

〔事業開始:平成13年4月〕

夫の暴力からの避難等で緊急に保護が必要な母子及び女性を、一時的にビジネスホテル等に宿泊させ、生活費用を助成します。

【 緊急一時保護助成状況 】

年	度	30	元	2	3	4
		件	件	件	件	件
宿泊助成件数(泊数)		8	7	9	5	2
		人	人	人	人	人
保護延	Ŀベ人数	16	15	16	17	6

※保護延べ人数に生活費助成の人数を含む